

平成25年3月1日作成

熊本市公民館の使用許可・取り消し処分の審査基準

熊本市公民館条例第4条第1項第1号の規定に該当する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 麻薬、覚醒剤等を持ち込む場合
- (2) 公然とわいせつな行為をしようとする場合
- (3) 法令に違反するような行為をしようとする場合
- (4) その他公益を害し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合

熊本市公民館条例第4条第1項第2号の規定に該当する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害時において避難場所として確保する場合
- (2) 公職選挙法にもとづき施設を利用する場合

熊本市公民館条例第4条第1項第3号の規定に該当する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 社会教育法第23条の運営方針に反する場合
(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ
その他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支
持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教
団を支援してはならない。

熊本市公民館条例第4条第1項第4号の規定に該当する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 2回以上使用許可に係る使用日時や施設を変更しようとする場合
- (2) 使用開始後に使用許可に係る使用日時や施設を変更しようとする場合
- (3) 熊本市公民館条例施行規則第16条の使用者の遵守事項を違反するおそれがある場
合

(使用者の遵守事項)

第16条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用施設の定員を超えないこと。

- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けた場合を除き、公民館内で物品を展示し、販売し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 使用許可を受けない室及び器具を使用しないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携帯しないこと。
- (6) 他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (7) その他風紀及び秩序を乱さないこと。

熊本市公民館条例第4条第1項第5号の規定に該当する場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 暴力団組織が利用しようとする場合

熊本市公民館条例第4条第1項第6号の規定に該当する場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 入館者や付近住民の身体又は財産が脅かされることはもちろん、それらに迷惑を及ぼす行為がある場合
- (2) 施設の維持補修が必要となる場合
- (3) 利用者間の使用調整が必要になる場合
- (4) 建物又は附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがある場合
「毀損」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含む。

○熊本市公民館条例

昭和43年3月30日

条例第16号

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する使用の許可をせず、又は既にした使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 公益上必要があるとき。
- (3) 法第23条の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要があるとき。